

保険WGにおいて課題とされた事項 (保険料積立金等の支払について)

金融審議会第二部会報告書（平成20年1月31日）

保険料積立金等については、金融審議会第二部会への報告書において以下のように記載されている。

(4) 保険料積立金等の支払

法制審議会においては、保険期間満了前に生命保険契約が終了した場合について、保険料積立金等の支払に関する一般的な規定を定めることについて検討が行われた。特に解約返戻金については、その内容として解約時のペナルティーを控除することができない旨を明確化することが検討された。なお、結論としてはこれを定めないこととされた。

保険WGにおいては、この点に関し、保険料積立金にかかる規定整備、解約控除のあり方、無・低解約返戻金型保険商品のあり方、解約返戻金にかかる開示のあり方、といった論点に分けて検討を行った。解約返戻金に関しては、規律の更なる明確化の観点から、解約控除の対象は保険料計算基礎に基づいたものに限る（いわゆる解約時のペナルティーは含まれない）という趣旨の規定を商品審査基準に明確化する方向で検討すべきであると考えられる。

なお、保険料積立金等の支払に関するこれらの論点は、技術的な要素を多く含むことから、今後、専門的・実務的視点も含めた更なる検討が行われるべきである。

解約返戻金の開示にかかる規定

○保険業法施行規則

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

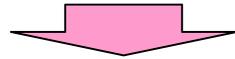
(略)

三 保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。

○保険会社向けの総合的な監督指針

IV-1-10 解約返戻金の開示方法

解約返戻金については、例えば、金額を保険証券等に表示する、計算方法等を約款等に掲載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置を講じているか。



保険証券に解約返戻金額等を表示

約款等に解約返戻金例表を表示

※ 変額保険やMVAの仕組みを用いた商品等は、解約時の市場金利等により解約返戻金額が変動するため約款に計算方法を表示。

※ 一部の生保では実務において、設計書を用いて、契約締結前に解約返戻金額を開示。